#### 権利義務認識のための契約書コーパス

舟木 類佳 永田祐介 末永 幸平 森 信介 株式会社LegalForce/京都大学



# 研究背景

契約書における権利義務の認識



#### 契約書に記述される権利や義務

• **権利**の例:

第15条(期間內解約)

誰がどのような権利・義務を 負っているのか、が記述される

本契約の当事者は、相手方に対して、解約日の1ヶ月前までに書面により通知することにより、いつでも本契約を解約することができる。

義務の例:

第6条(業務報告)

受託者は、委託者の求めに応じて、本委託業務の遂行状況その他 委託者が求める事項を委託者に報告しなければならない。



#### 研究目的

- ・ 法務担当者の契約書の理解を支援する為に 権利義務の自動認識を行う
  - 「誰」が「**どのような要件、例外**」 で「**どのような権利・義務**」を持 つのか、を認識する。



## アノテーション

契約書における権利義務の認識



#### アノテーションの方法

- ・法律知識を持った**弁護士**に依頼し, 作成されたの契約書テキストを用いる
- ・ 法務知識のないアノテータ 2 名によって 弁護士のアドバイスを受けながら実施
- **日本語**と英語の両方の契約書にアノテーションを施す



#### タグ付けにおける5つのラベル

- 右のようなラベルを用いて 該当箇所をXMLのようなタグで 囲う事によりアノテーションを行う
- タグの入れ子は認めない

ラベル	説明
P	当事者(Party)
$\mathbf{R}$	権利(Right)
O	義務(Obligation)
$\mathbf{C}$	要件(Condition)
E	例外(Exception)



#### 当事者

• 契約に関わる関係者を**当事者(Party**)と呼ぶ.

アノテーション方法

- <P<sub>i</sub>>タグを用いてアノテーションされる
- IDiは出現した順にアノテーションされる
- 甲, 乙などの略称はアノテーションしない

<P1>株式会社 ABC</P1>(以下「甲」という。)と<P2>株式会社 DEF</P2>(以下「乙」という。)は、甲が乙に開示又は提供する秘密情報の保持につき、次のとおり秘密保持契約(以下「本契約」という。)を締結する。



#### 義務

・契約書において**義務(Obligation**)は「~なければならない」, 「~するものとする」,「~する」などで表される.

アノテーション方法

- $<O_{i-p}>$ タグを用いてアノテーションされる
- **IDi** は出現した順にアノテーションされる
- 当事者の参照リストpは当事者タグ名のハイフンで結合したリストである

乙は、<O7-P2>この契約により生じた権利・義務を第 三者に譲渡してはならない</O7-P2>。

義務のアノテーション例

甲及び乙は、<O11-P1-P2>それぞれ本件業務に関する 責任者を選任し、本契約締結後速やかに相手方に通知 する</O11-P1-P2>ものとする。



複数当事者における義務のアノテーション例

### 権利

契約書において各当事者の権利(Right)は 「~することができる」などで表現される

アノテーション方法

- <R<sub>i-p</sub>>タグを用いてアノテーションされる
- IDiは出現した順にアノテーションされる
- 参照リストpは当事者タグ名のハイフンで結合したリストである

委託者は、<R6-P1>受託者に対して、解約日の 1 > 月前までに書面により通知することにより、いつでも本契約を解約する</R6-P1>ことができる。



### 要件

・契約書の権利と義務が発動する**要件(Condition)**は 「~のとき」や「~の場合」などを用いて記述される

アノテーション方法

<C<sub>-rop</sub>>タグを用いてアノテーションされる ropは、権利と義務に対する参照リストであり、 権利や義務のタグ名をハイフンで結合したリストである.

乙は、<C-O6>委託業務の遂行に際し甲に損害を与えた 場合</C-O6>は、<O6-P2>速やかに損害賠償し</O6-P2>なければならない。



#### 例外

・契約書における権利と義務が発動する際の**例外(Exception**)

「但し~の場合にはこの限りではない」や「~の場合を除き」 アノテーション方法 して記述される

<E<sub>-rop</sub>>タグを用いてアノテーションされる ropは、権利と義務に対する参照リストであり、 権利や義務のタグ名をハイフンで結合したリストである.

例外のアノテーション例

いずれの本契約当事者も、<E-O10>本契約締結の事実、本契約の内容、本契約の締結に関連した交渉の経緯及び内容、本契約の締結に関連して相手方当事者から開示された秘密情報について、相手方当事者の事前の同意がある場合</E-O10>を除き、<O10-P1-P2>これを第三者に対して開示し、又は漏洩してはならず、また本取引以外の目的で使用してはならない</O10-P1-P2>。



## アノテーション結果

権利義務認識のための契約書コーパスの構築



#### コーパスの統計

• 46件の英語契約書と25件の日本語契約書に対して付与

Language	#契約書	#文	#P	#R	#O	#C	#E
English	46	6754	98	311	1050	498	72
Japanese	25	1994	49	92	438	268	7



### 難しい例(1/3)~入れ子の禁止

- 義務に対して例外が**入れ子**になるパターン
- 入れ子を許容しないため、中の例外には**タグ付を行わなかった**

本権利義務のうち、<O8-P1-P2>その移転又は対抗要件 具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の 手続に要する登記費用その他一切の各当事者において 発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除 き、各自の負担とする</O8-P1-P2>。

入れ子になる例



## 難しい例(2/3)~該当する当事者が未定

- 解除をされた当事者は契約時点では定まらない
- 可能性のある当事者すべてをアノテーションする

<C-O10>前項により解除が行われたとき</C-O10>は、解除をされた当事者は、<O10-P1-P2>相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済し</O10-P1-P2>なければならない。

当事者が定まらない例



## 難しい例(3/3) ~受動態による動作主の省略

- 受動態により動作主が省略されている
- 主語は会社であることが推定され、 会社の義務であると言うことがわかる。

<O8-P1>The remaining 50% of any positive Quarterly Bonus amount will be held in a reserve account for the Employee</O8-P1>.



# まとめ

権利義務認識のための契約書コーパスの構築



#### まとめ

- 権利・義務の抽出を目的としたコーパスの作成と, アノテーションガイドラインの作成を行った
- コーパスには当事者、権利、義務、要件、例外に関する 範囲情報と、各情報同士の関連情報が アノテーションされている



#### 今後の展望

- ・認識手法・精度評価方法の検討
- 抽出項目の拡充
  - 「権利がない」状態を示す「禁止」
  - 「義務がない」状態を示す「免責」
- 義務論理(Deontic logic)に関連した表現方法も検討したい

※このコーパスを用いた認識のベースライン手法はLREC2020にて発表済み Funaki, R., Nagata, Y., Suenaga, K., and Mori, S.: A Contract Corpus for Recognizing Rights and Obligations, Proceedings of the 12th International Conference on Language Resources and Evaluation (LREC)(2020)

